

国家戦略特区

三重県からの提案



平成26年9月3日
三重県

三重から拓く中小企業の躍進

製造業等支援のため減価償却等に関する設備投資促進特区の創出

【現状と課題】

- ・中小企業の多くは厳しい経営環境にあり、高額なコストを伴う設備投資について及び腰
- ・設備投資の遅れから、国際的にはものづくりに関する競争力が失われつつある
- ・競争力を強化するためには、生産性を向上させる設備投資を促進することが重要。そのためには特別償却を認める制度の創設が有効な手法（※「産業競争力強化法」の趣旨と同様）

【提案内容】

- ・耐用年数期間内での財産処分の柔軟化（廃棄、転売、及び特別償却制度の導入）
- ・産業競争力強化法による中小企業投資促進税制における適用対象、上乗せ措置の拡大

財産処分の柔軟化



適用対象

中小企業投資促進税制

上乗せ措置

拡大

拡大

【期待される効果】

- ・特区として認定されることにより、県内企業の設備投資の増加
- ・投資の少なかった分野へ設備投資がされることで他産業へも波及効果が期待される

医療機器開発・製造販売業への新規参入等促進に向けた規制緩和

【現状と課題】

- ・三重県内のものづくり企業が将来を見据えた新たな取組として医療機器製造販売業に参入する意向
- ・薬事法等がものづくり企業にとって参入障壁

薬事法等が参入障壁

【提案内容】

- ・医療機器製造販売業者における品質保証責任者の資格要件の緩和
- ・医療機器に関するQMS省令とISO13485との整合

資格要件の緩和



QMS省令

整合

ISO13485

【期待される効果】

- ・医療機器製造販売業の許可取得が容易となり、異業種からの参入が促進
- ・大手医療機器メーカーとの取引が有利に
- ・QMSとISOのダブルスタンダードが一本化され、効率化が期待
- ・海外への輸出がスムーズに

三重県中小企業・小規模企業振興条例の制定

- ・平成26年4月制定
- ・県内企業の99.8%、雇用の86.3%を占める中小企業・小規模企業に対し必要な支援を迅速かつ的確に実施

中小企業・小規模企業の振興

国際競争力の強化

みえライフイノベーション総合特区の推進

- ＜目標＞医療機器生産金額
平成24～28年度の5年間で100%増

地域資源の有効活用による農村地域及び地域産業の活性化

目指す姿

6次産業化による地域資源の有効活用と地域活性化

- ◎農家レストラン
- ◎食品加工
- ◎直売所

次世代施設園芸産地の形成

植物工場

食のバリューチェーンによる新たな価値創出

食に関連した様々なクラスター形成を通じ、県産農林水産物を生かした食に関する新たな価値を提供するバリューチェーンの構築を促進

食のバリューチェーン

支障となっている規制

農地転用許可基準

6次産業化施設

農家レストラン（特区指定地域）、農畜産物の製造（加工）施設・販売施設については、農振農用地区域内で設置が可能

ただし、使用する農畜産物の産地は、施設を設置する農業振興地域内に限定が可能

他の市町等から材料の調達ができない

植物工場

温室など農産物の生産施設について、農振農用地区域内での設置が可能

ただし、床面コンクリート貼りの場合、設置が不可

次世代施設園芸など植物工場の設置が困難

医療・介護・福祉施設

バリューチェーンの形成による、連鎖的価値創出の可能性

農振農用地区域内での設置は原則不可

核となる一分野

地域の実情を踏まえた農地利用調整の迅速な対応が必要

農地転用許可権限

- ◎2ha以下の農地転用は、知事許可
- ◎大規模な農地転用許可には、国が関与

①2ha超4ha以下は知事許可だが、大臣協議が必要

②4ha超は大臣許可

大規模な農地転用では、国との協議・調整等に多大な時間と手間を要し、迅速に農地転用できないケースあり

農地転用に係る許可権限等の県内市町への移譲

【農地法第4条、第5条】

提案内容

6次産業化施設を農用地区域内に整備する際の材料に係る要件を緩和
（使用する材料の地域における生産割合要件を撤廃）

【農振法施行規則第1条】

農用地区域内で、床面全面コンクリート貼りの植物工場の設置を容認

【農振法施行規則第1条】

農用地区域内で、医療・介護・福祉施設の設置を容認

【農振法施行規則第4条の4】
【農地法施行規則第37条】

期待される効果

6次産業化の推進

次世代施設園芸の振興

地域の農業と食品・医療・介護・福祉等の産業の有機的連携を推進

地域の実情に応じた土地利用を実現

地域資源の有効活用による競争力の高い新産業の創出